＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　　＊
＊　　定　款　　＊
＊　　＊
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

2023 年３月１日　改訂

株式会社　フジシールインターナショナル

定　　款

第　1　章　　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社フジシールインターナショナルと称し、英文名は、ＦＵＪＩ　ＳＥＡＬ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ，ＩＮＣ．と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより当該会社等の事業活動を支配、管理および支援することを目的とする。

① ラベル、シール等の印刷、製造および販売
② 各種包装資材の製造および販売
③ 軟包材、ソフトパウチ等のフレキシブル容器ならびにプラスティック製容器の製造および販売
④ 食料品、化粧品、医薬品、日用雑貨品等の充填包装および包装加工ならびにこれらの販売
⑤ 包装用機械、その付属品の製造および販売ならびにレンタルおよびリース
⑥ 包装用機械のメンテナンスサービス
⑦ 前各号に附帯する事業およびこれに関連する一切の事業

２．前項に定めるもののほか、当会社は前項に定める会社等に対する調査、研究開発、人事・経営コンサルティング業務、ブランドイメージの構築および維持ならびに特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等の取得、維持、管理、実施許諾および譲渡の業務ならびにこれらに附帯する事業およびこれに関連する一切の事業を営むことを目的とする。

３．前２項に定めるもののほか、当会社は第１項に定める事業またはこれに類する事業を行うものへの投資、有価証券の売買、金銭の貸付および資金調達ならびにこれらの代行業務を営むことを目的とする。

４．当会社は前各項に附帯する事業およびこれに関連する一切の事業を営むことを目的とする。

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を大阪市に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（機関）

第５条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 委員会

(3) 会計監査人

第　２　章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、２億株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第 10 条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会の決議による委任に基づき執行役の定める株式取扱規則による。

第　3　章　　株　主　総　会

（基準日）

第 11 条　当会社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

（招集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第 13 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会において指名する取締役が招集する。この取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。

２．株主総会においては、代表執行役が議長となる。代表執行役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の執行役または取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第 14 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議方法）

第 15 条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．　前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第　４　章　　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第 17 条　当会社の取締役は、15 名以内とする。

（取締役の選任）

第 18 条　当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 19 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（取締役会の招集権者および議長）

第 20 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において指名する取締役がこれを招集し、その議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 21 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

２．　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 22 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役の責任免除）

第 23 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により取締役会の決議によって、同法第 423 条第１項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

２．　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 427 条第１項の規定により、同法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第　５　章　　指名委員会、監査委員会および報酬委員会

（委員会の設置）

第 24 条　当会社は、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の各委員会を置く。

２．　各委員会を構成する取締役は、取締役会が決定する。

３．　各委員会の委員長は、取締役会が決定する。

（委員会の権限）

第 25 条　指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する。

２．　監査委員会は、次に掲げる事項のほか、法令に定めるものを行う。

(1) 取締役および執行役の職務の執行の監査

(2) 株主総会に提出する会計監査人の選任および解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の決定

３．　報酬委員会は、取締役および執行役が受ける個人別報酬の内容の決定に関する方針および個人別の報酬の内容を定める。

（各委員会に関する事項）

第 26 条　各委員会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める。

第　6　章　　執　行　役

（執行役および業務執行）

第 27 条　当会社の執行役は 14 名以内とし、取締役会において選任する。

２．　執行役は、取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行い、当会社の業務を執行する。

（任期）

第 28 条　執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。

（代表執行役および役付執行役）

第 29 条　当会社は、取締役会の決議により、代表執行役を選定する。

２．　当会社は、取締役会の決議により、執行役社長１名、執行役副社長、専務執行役、常務執行役各若干名を選定することができる。

（執行役の責任免除）

第 30 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により取締役会の決議によって同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

（執行役に関する事項）

第 31 条　執行役に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める。

第　7　章　　会　計　監　査　人

（選任方法）

第 32 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第 33 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の責任限定契約）

第 34 条　当会社は、会計監査人との間で、会社法第 427 条第１項の規定により、同法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第　８　章　　計　　算

（事業年度）

第 35 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等）

第 36 条　当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。

２．当会社は、次条に定める剰余金の配当の基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という）を行う。

３．当会社は、会社法第 459 条第１項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

（剰余金の配当の基準日）

第 37 条　当会社の期末配当金の基準日は毎年３月 31 日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 38 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

制　　定　　：1969 年３月 10 日
（一部中略）
一部改定　　：2004 年６月 25 日
一部改定　　：2004 年 10 月１日
一部改定　　：2005 年６月 24 日
一部改定　　：2006 年６月 23 日
一部改定　　：2009 年６月 24 日
一部改定　　：2017 年　１月　１日
一部改定　　：2018 年６月 22 日
一部改定　　：2022 年６月 23 日
一部改定(附則削除)：　2023 年３月１日